



週刊WEBマガジン



企業経営

2026.8.25

ネットジャーナル

Weeklyエコノミスト・レター 2026年8月17日号

QE速報: 2026年4-6月期の 実質GDPは 前期比0.3% (年率1.1%)

～3四半期連続のプラス成長だが、
内容は非常に悪い

経済・金融フラッシュ 2026年8月17日号

タイGDP (26年4-6月期)

～輸入急増で成長鈍化も、輸出・設備投資は堅調

経営TOPICS

統計調査資料 景気動向指数
(令和8年6月分速報)

経営情報レポート

シニア人材の力を活かす
中小企業のシニア社員の活用法

経営データベース

ジャンル:税務戦略 > サブジャンル:税務調査
税務調査の流れ
「修正申告」について

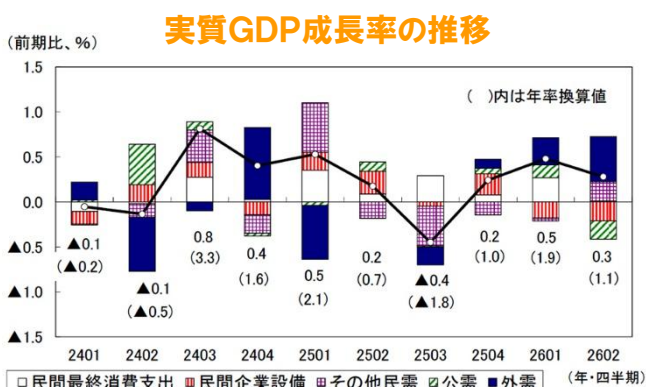
ネット
ジャーナル

ニッセイ基礎研究所

QE速報:2026年4-6月期の実質GDPは前期比0.3%(年率1.1%) ~3四半期連続のプラス成長だが、 内容は非常に悪い

本レポートの文書（画像情報等含む）に関する著作権は、すべてニッセイ基礎研究所に帰属し、無断転載を禁じます。

- 1** 2026年4-6月期の実質GDPは、前期比0.3%(年率1.1%)と3四半期連続のプラス成長となった（当研究所予測7月31日：前期比0.6%、年率2.4%）。



- 2** 国内需要は前期比・寄与度▲0.2%と

<需要項目別結果>

	2026年1-3月期			2026年4-6月期		
	改定値 (8/17)	2次速報値 (6/8)	差	1次速報値 (8/17)	当社予測 (7/31)	差
実質GDP (前期比年率)	0.5 (1.9)	0.5 (1.8)	0.0 (0.1)	0.3 (1.1)	0.6 (2.4)	▲0.3 (▲1.3)
内 需 (寄与度)	0.2 (0.2)	0.1 (0.2)	0.0 (▲0.0)	▲0.2 (▲0.2)	0.4 (0.4)	▲0.6 (▲0.6)
民 需 (寄与度)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.7 (0.5)	▲0.7 (▲0.5)
民間最終消費支出	0.5	0.3	0.1	▲0.0	0.5	▲0.5
民間住宅	0.9	0.9	0.0	▲0.5	0.4	▲0.8
民間企業設備	▲1.0	▲0.7	▲0.3	▲1.2	0.7	▲1.9
民間在庫変動 (寄与度)	(▲0.1)	(▲0.1)	(▲0.0)	(0.3)	(0.1)	(0.2)
公 需 (寄与度)	0.6 (0.1)	0.5 (0.1)	0.0 (0.0)	▲0.8 (▲0.2)	▲0.4 (▲0.1)	▲0.4 (▲0.1)
政府最終消費支出	0.4	0.3	0.1	1.6	0.1	1.5
公的固定資本形成	1.5	1.5	▲0.0	▲0.1	▲0.0	▲0.1
財貨・サービスの純輸出 (寄与度)	(0.3)	(0.3)	(0.0)	(0.5)	(0.2)	(0.3)
財貨・サービスの輸出	1.7	1.8	▲0.1	0.5	▲1.0	1.5
財貨・サービスの輸入	0.3	0.4	▲0.1	▲1.5	▲2.0	0.5
名目GDP	0.7	0.6	0.1	1.2	1.3	▲0.2

3四半期ぶりに減少したが、輸入の減少を
主因として外需が同0.5%と成長率を大

きく押し上げたことから、3四半期連続の
プラス成長となった。

- 3** 2026年4-6月期は3四半期連続のプラス成長となったが、民間消費（前期比▲0.0%）、住宅投資（同▲0.5%）、設備投資（同▲1.2%）の民間最終需要がいずれも減少するなど、内容は非常に悪い。

- 4** 先行きは、消費者物価の上昇ペース加速に伴い実質購買力が低下する中、自動車、エアコンの特需が一巡することから、民間消費は低迷が続くことが予想される。

また、設備投資は高水準の企業収益を背景に基調としては回復を続けているが、中東情勢の悪化を受けたコストの大幅上昇や不確実性の高まりから、回復ペースは緩やかなものにとどまるだろう。

さらに、7/28に発生した熊本地震の影響で、自動車、半導体関連を中心に工場の操業停止が相次いでおり、生産活動の停滞が最終需要にも悪影響を及ぼすことが懸念される。現時点では、2026年7-9月期の実質GDPはほぼゼロ成長になると予想している。

「Weeklyエコノミスト・レター」の全文は、
当事務所のホームページの「マクロ経済予測レポート」
よりご確認ください。

ネット
ジャーナル

ニッセイ基礎研究所

タイGDP(26年4-6月期) ～輸入急増で成長鈍化も、輸出・設備投資は堅調

本レポートの文書（画像情報等含む）に関する著作権は、すべてニッセイ基礎研究所に帰属し、無断転載を禁じます。

【結果概要】

タイの2026年4-6月期の実質GDP成長率^(注1)は前年同期比1.9%となり、前期の同2.8%から減速した。市場予想^(注2)

(1.8%)を小幅に上回ったものの、前年同期比では三四半期ぶりに伸びが鈍化した。また、季節調整済み前期比成長率は▲0.2%と前期(0.6%)からマイナスに転じており、景気回復の勢いが弱まった。

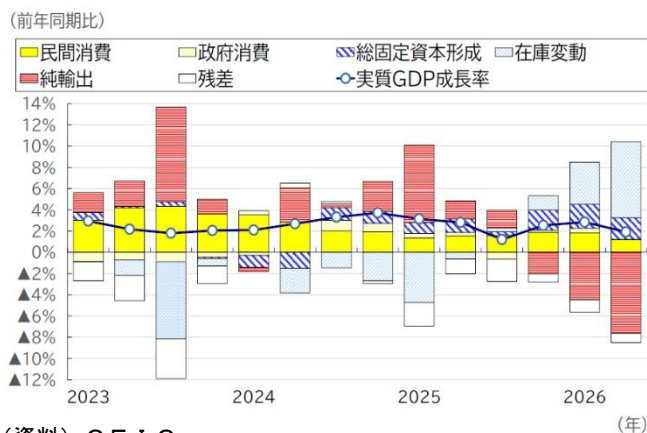
需要項目別にみると、輸出が高い伸びを維持し、民間投資も機械・設備投資を中心に加速した一方、民間消費や政府消費が鈍化し、公共投資は減少に転じた。

また、輸入が輸出を大きく上回って増加したため、純輸出の成長率寄与度はマイナス幅が拡大した。

^(注1) 8月17日、タイの国家経済社会開発委員会(NESDC)が2026年4-6月期の国内総生産(GDP)を公表した。

^(注2) Bloomberg 調査

実質GDP成長率(支出別寄与度)



【支出別の詳細】

民間消費は前年同期比1.9%となり、前期(3.3%)から鈍化した。内訳をみると、

半耐久財は3.9%と前期(3.6%)から加速した。

一方、非耐久財は2.4%、耐久財は3.8%、サービス消費は0.8%といずれも鈍化した。自動車購入や宿泊・飲食、運輸サービスへの支出の伸びが低下した。

【産業別の詳細】

産業別にみると、農林水産業、鉱工業、サービス業はいずれも前期から減速した。

農林水産業は前年同期比1.5%となり、前期(2.0%)から鈍化した。

果物やゴム、豚などの生産が増加した一方、高温や干ばつの影響を受けてコメやアブラヤシが減産となり、漁業も減少した。

【景気の見方と今後の注目点】

4-6月期のタイ経済は前年同期比1.9%と前期(2.8%)から減速し、季節調整済み前期比でも▲0.2%とマイナスに転じた。輸入の増加が輸出を大きく上回り、純輸出の下押しが強まったことが成長率を押し下げた。もっとも、輸入増の一部は好調な輸出向け生産や設備投資に伴う中間財・資本財の需要増を反映しており、景気の内容は成長率ほど弱くない。

一方、民間消費が鈍化したほか、建設業が大幅に減速し、製造業や観光関連業種の伸びも低下しており、景気回復の裾野はなお広がりを見せている。

経済・金融フラッシュの全文は、
当事務所のホームページの「マクロ経済予測レポート」
よりご確認ください。

景気動向指数 (令和8年6月分速報)

内閣府 2026年8月7日公表

結果の概要

ー景気動向指数(一致指数)は、改善を示しているー(基調判断据置き)

- 生産、雇用等の10指標を合成することにより作成している景気動向指数(一致指数、速報値)は、6月は前月と比較して0.3ポイント上昇し、2か月ぶりの上昇となった。
- この要因として「商業販売額(卸売業)(前年同月比)」や「投資財出荷指数(除輸送機械)」等がプラスに寄与したことが挙げられる。
- これを機械的な基準に当てはめた結果、今月の判断は、「改善」となった。

1 6月のCI(速報値・令和2(2020)年=100)は、116.4、一致指数:118.2、
遅行指数:112.3 となった(注)。

(注) 公表日の3営業日前(令和8(2026)年8月4日(火))までに公表された値を用いて算出した。

2 一致指数の基調判断

景気動向指数(CI一致指数)は、改善を示している。

3 景気動向指数(一致指数)個別系列の推移

	単位	2026/3	4	5	6	
C I 一致指数	2020年 =100	116.8	118.1	117.9	118.2	
(前月差)	(ポイント)	(0.3)	(1.3)	(▲0.2)	(0.3)	
(3か月後方移動平均(前月差))	(ポイント)	(0.74)	(0.06)	(0.47)	(0.47)	
(7か月後方移動平均(前月差))	(ポイント)	(0.42)	(0.43)	(0.31)	(0.47)	[寄与度]
C1 生産指数(鉱工業)	2020年 =100	102.0	102.5	102.6	103.9	[0.22]
C2 鉱工業用生産財出荷指数	2020年 =100	100.2	99.7	100.7	100.7	[0.00]
C3 耐久消費財出荷指数	2020年 =100	104.5	106.3	111.4	108.2	[▲0.25]
C4 労働投入量指数 (調査産業計)	2020年 =100	102.9	104.6	103.0	-	[0.00]
C5 投資財出荷指数 (除輸送機械)	2020年 =100	100.4	105.0	100.4	103.3	[0.37]
C6 商業販売額(小売業) (前年同月比)	%	1.4	2.8	5.0	0.5	[▲0.61]
C7 商業販売額(卸売業) (前年同月比)	%	3.3	6.5	4.5	9.6	[0.49]
C8 営業利益(全産業)	億円	253,241	-	-	-	[0.11]
C9 有効求人倍率(除学卒)	倍	1.18	1.18	1.17	1.18	[0.16]
C10 輸出数量指数	2020年 =100	108.0	105.5	106.0	104.6	[▲0.17]

※寄与度は、一致指数の前月差に対する個別系列の寄与度を示す。

当該系列の寄与度がプラスは、 当該系列の寄与度がマイナスは

「C4 労働投入量指数(調査産業計)」「C8 営業利益(全産業)」は現時点では算出に含まれていないため、トレンド成分を通じた寄与のみとなる。なお、各個別系列のウェイトは均等である。

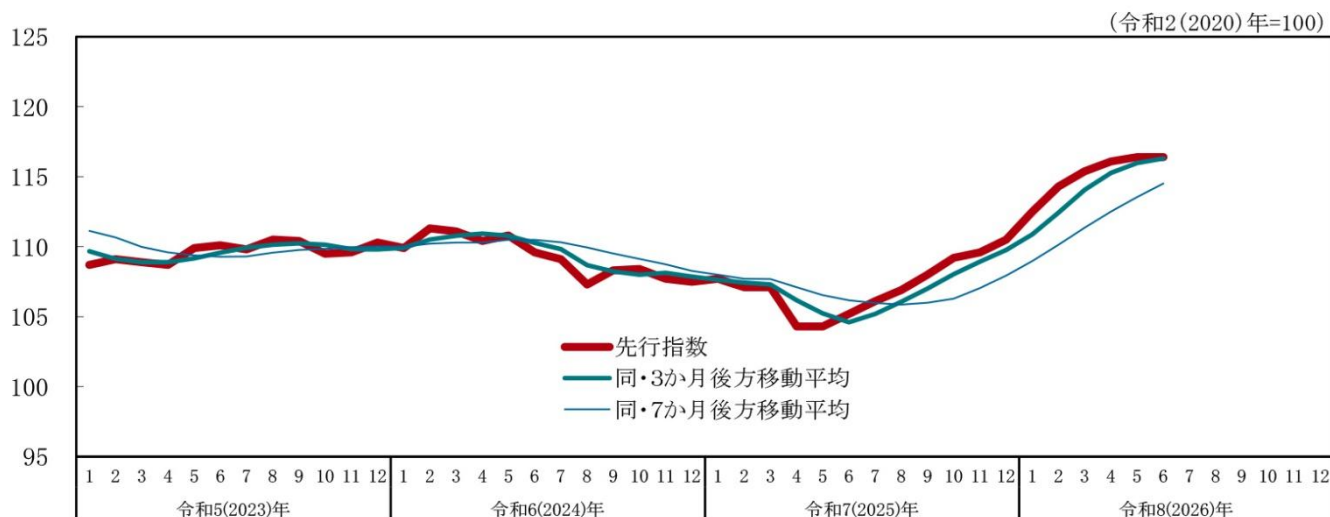
資料

1 CI 先行指数の動向

1 先行指数の推移

先行指数は、前月と比較して横ばいとなった。3 か月後方移動平均は 0.33 ポイント上昇し、12 か月連続の上昇となった。

7 か月後方移動平均は 0.97 ポイント上昇し、10 か月連続の上昇となった。



2 先行指数採用系列の寄与度

		令和8(2026)年					
		1月	2月	3月	4月	5月	6月
C I 先行指数	前月差(ポイント)	112.5	114.3	115.4	116.1	116.4	116.4
	寄与度	2.0	1.8	1.1	0.7	0.3	0.0
L1 最終需要財在庫率指数	前月差	-3.2	3.3	-4.0	1.3	0.4	0.8
	寄与度(逆サイクル)	0.44	-0.41	0.56	-0.18	-0.03	-0.10
L2 鉱工業用生産財在庫率指数	前月差	-6.0	4.6	-1.3	-2.4	1.4	2.0
	寄与度(逆サイクル)	0.85	-0.38	0.28	0.53	-0.22	-0.37
L3 新規求人数(除学卒)	前月比伸び率(%)	-0.2	-5.8	4.4	1.9	-2.0	1.0
	寄与度	-0.04	-0.44	0.55	0.26	-0.31	0.15
L4 実質機械受注(製造業)	前月比伸び率(%)	-12.4	30.3	-14.7	3.8	-14.8	
	寄与度	-0.42	0.79	-0.40	0.14	-0.61	
L5 新設住宅着工床面積	前月比伸び率(%)	-0.6	-0.8	2.0	-7.1	4.5	2.8
	寄与度	-0.04	-0.05	0.13	-0.52	0.33	0.23
L6 消費者態度指数	前月差	0.7	2.1	-6.4	-1.1	1.4	0.2
	寄与度	0.19	0.66	-0.46	-0.42	0.49	0.07
L7 日経商品指数(42種総合)	前月比伸び率(%)	2.1	1.4	1.8	3.5	2.1	-1.2
	寄与度	0.29	0.15	0.23	0.64	0.32	-0.48
L8 マネースtock(M2)(前年同月比)	前月差	-0.1	0.1	0.3	0.3	0.1	-0.2
	寄与度	-0.01	0.16	0.32	0.35	0.16	-0.14
L9 東証株価指数	前月比伸び率(%)	5.6	5.6	-3.6	2.3	3.8	2.4
	寄与度	0.27	0.28	-0.30	0.08	0.18	0.10
L10 投資環境指数(製造業)	前月差	0.28	0.59	0.20			
	寄与度	0.32	0.66	0.24			
L11 中小企業売上げ見通しD I	前月差	-0.7	4.3	-2.4	-3.9	-0.6	4.3
	寄与度	-0.06	0.26	-0.17	-0.28	-0.04	0.36
一致指数トレンド成分							
	寄与度	0.15	0.14	0.10	0.08	0.10	0.11
3 か月後方移動平均		110.9	112.4	114.1	115.3	116.0	116.3
	前月差(ポイント)	1.10	1.56	1.64	1.20	0.70	0.33
7 か月後方移動平均		109.0	110.1	111.4	112.5	113.5	114.5
	前月差(ポイント)	1.04	1.17	1.22	1.15	1.03	0.97

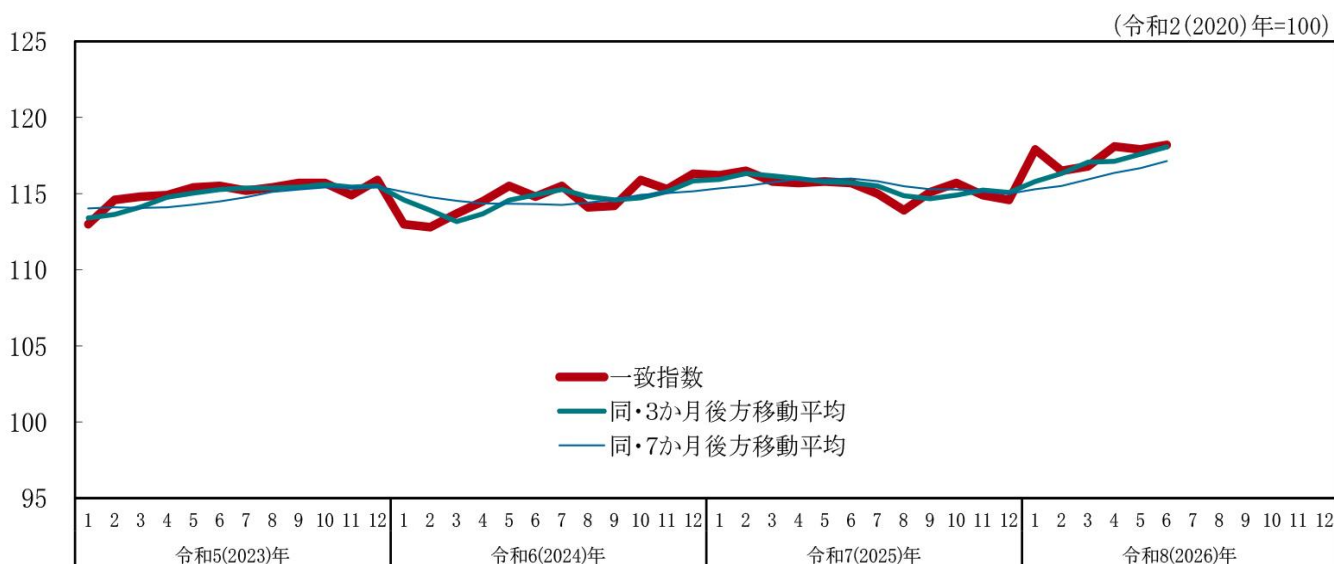
(注) 逆サイクルとは、指数の上昇、下降が景気の動きと反対になることをいう。「L1 最終需要財在庫率指数」及び「L2 鉱工業用生産財在庫率指数」は逆サイクルとなっており、したがって、指数の前月差がプラスになれば、C I 先行指数に対する寄与度のマイナス要因となり、逆に前月差がマイナスになれば、プラス要因になる。

2 CI 一致指数の動向

1 一致指数の推移

一致指数は、前月と比較して 0.3 ポイント上昇し、2 か月ぶりの上昇となった。3 か月後方移動平均は 0.47 ポイント上昇し、6 か月連続の上昇となった。

7 か月後方移動平均は 0.47 ポイント上昇し、6 か月連続の上昇となった。

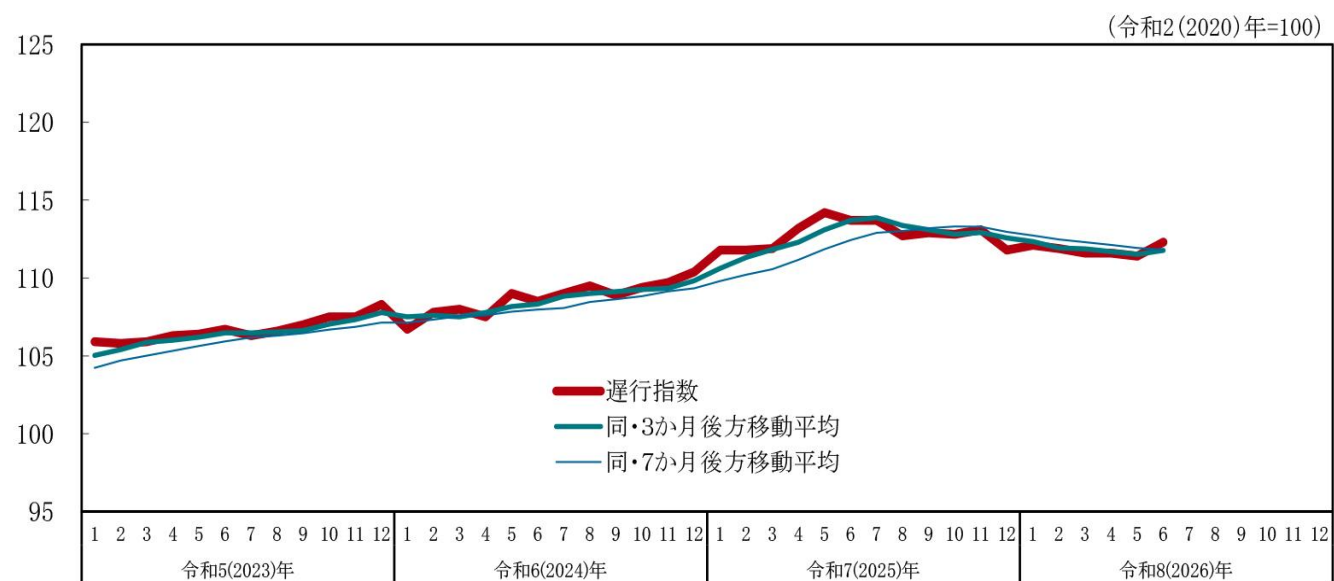


3 CI 遅行指数の動向

1 遅行指数の推移

遅行指数は、前月と比較して 0.9 ポイント上昇し、5 か月ぶりの上昇となった。3 か月後方移動平均は 0.24 ポイント上昇し、7 か月ぶりの上昇となった。

7 か月後方移動平均は 0.12 ポイント下降し、8 か月連続の下降となった。



景気動向指数（令和8年6月分速報）の全文は、
当事務所のホームページの「企業経営 TOPICS」よりご確認ください。



経営情報
レポート
要約版

労 務



シニア人材の力を活かす 中小企業の シニア社員の活用法

1. 中小企業におけるシニア人材活用の必要性
2. シニア人材活用をめぐる法制度の変化
3. シニア社員の能力を最大限活用する人事施策
4. シニア社員活用の実践事例



■参考資料

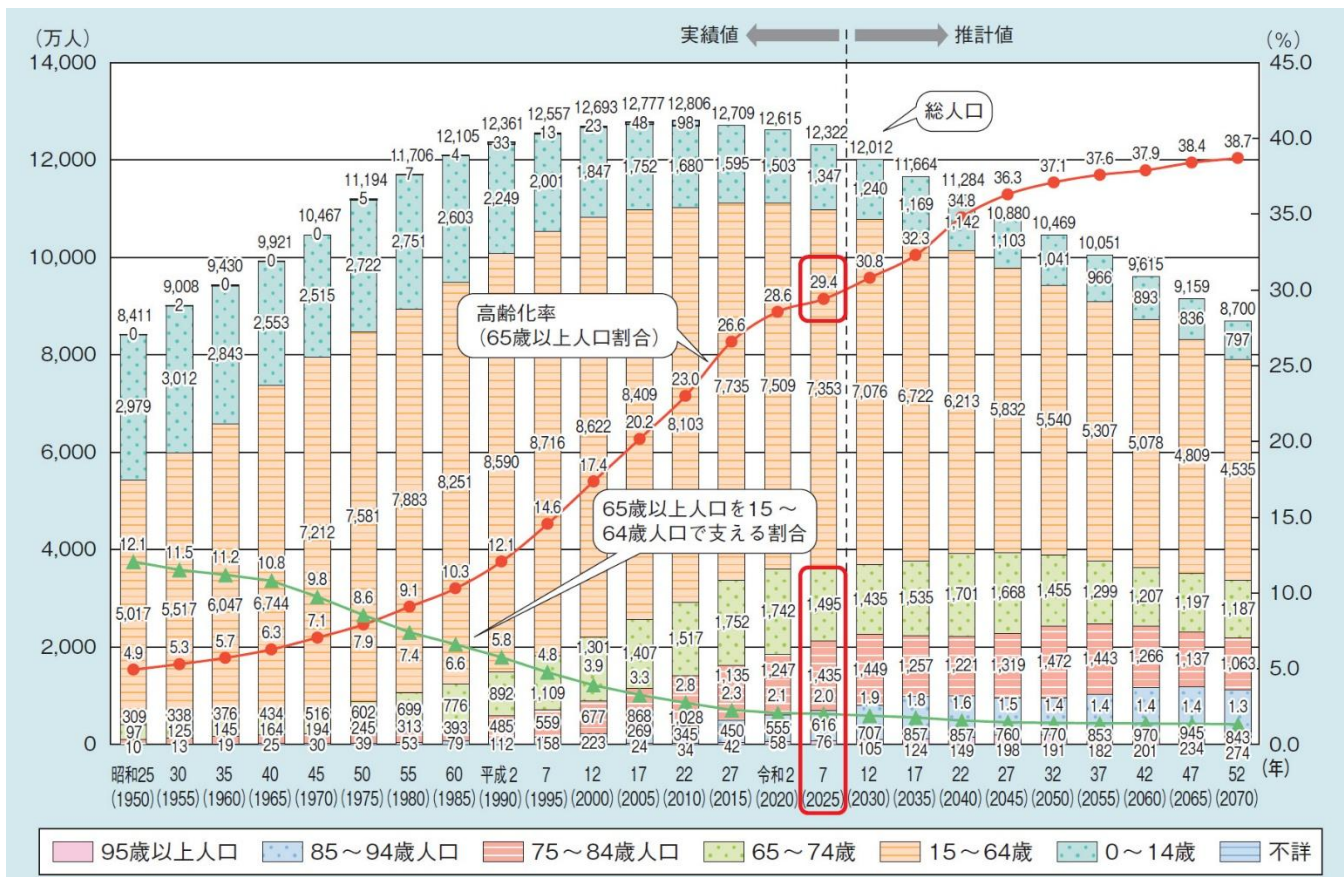
【厚生労働省】：高年齢者雇用状況等報告 高齢社会白書 65歳超雇用推進マニュアル 「超・人材不足時代を生き抜くための人事改革実践ハンドブック」（石川 征郎 著、日本能率協会マネジメントセンター） 他

中小企業におけるシニア人材活用の必要性

■ 日本社会の生産年齢人口の変化とシニア人材活用の必要性

日本の総人口は、2008 年をピークに減少の一途をたどっています。さらに、少子高齢化の進行により、日本の生産活動の中心である生産年齢人口（15～64 歳）についても急激に減少しており、総務省の統計では、1995 年をピークに減少が続き、2060 年には全人口のわずか 5 割程度になると予測されています。

■ 高齢化の推移と将来推計



内閣府：令和8年版高齢社会白書

このような状況下で企業の若年層の人材確保は年々困難になっており、とりわけ中堅・中小企業においては、若手人材の確保競争において大企業と比べて不利な立場にあることから、即戦力としての人材採用・定着が大きな課題となっています。

そこで注目されているのが、60歳以上のシニア人材の活用です。シニア人材は長年の経験・スキルを有し、現場での戦力としての活躍が期待されるだけでなく、職場の安定や若手育成においても貴重な存在です。特に中堅・中小企業にとっては、新たな人材獲得よりも、現在いる優秀なシニア層をいかに活かし続けられるかということが、今後の事業継続・成長において、より重要であると考えられます。

2

企業経営情報レポート

シニア人材活用をめぐる法制度の変化

■ 改正高年齢者雇用安定法と企業の対応義務

日本では、高齢者の就業機会を確保するための制度として、「高年齢者雇用安定法」が整備されており、少子高齢化の進行に伴ってその内容も段階的に改正されています。

特に 2021 年の改正では、従来の「65 歳までの雇用確保義務」に加え、70 歳までの就業確保に関する努力義務が新たに盛り込まれました。

この法改正により、企業は以下のいずれかの措置を講じることが求められています。

- ① 70 歳までの定年引上げ
- ② 70 歳までの継続雇用制度の導入
- ③ 定年制の廃止
- ④ 他の事業主が行う社会貢献活動や起業支援活動への従事支援

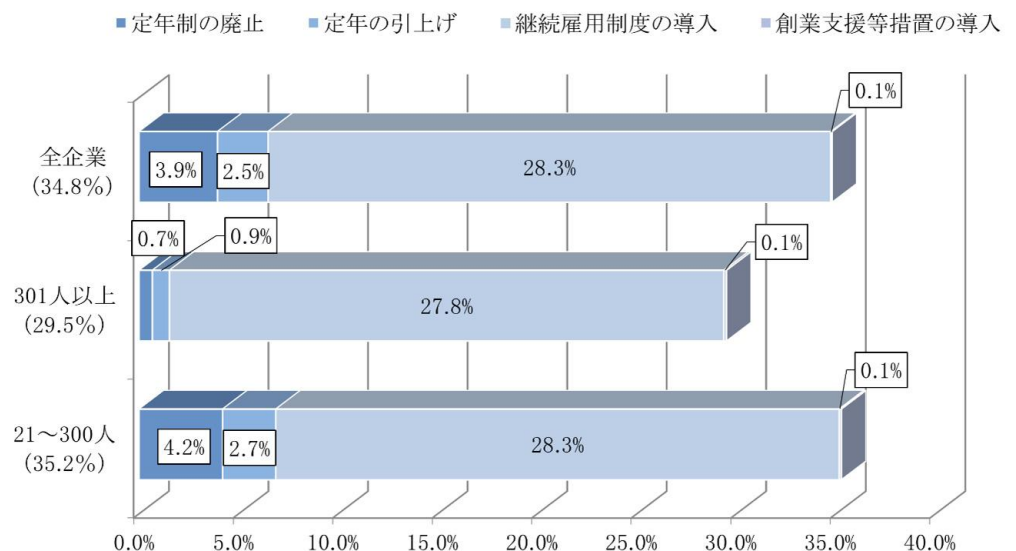
中堅・中小企業にとっては、①や②を選択するケースが大半です。

しかし、雇用確保だけでなく、職務内容の明確化、評価制度の整備、処遇バランスの調整など、シニア社員が意欲を持って働き続けるための「就労環境整備」も求められるようになっており、これまでの再雇用制度の枠を超え、より柔軟で持続可能な雇用の枠組みを検討する必要があります。法改正への対応は形式的な雇用延長ではなく、実質的な活躍機会の創出がカギともなるのです。

■ 70歳就業確保措置の現状と今後の展望

改正法により創設された「70 歳就業確保措置」について、厚生労働省が行った調査によると実施済みの企業は全体の 34.8%、中小企業では 35.2%、大企業では 29.5%と、全体の 3 割程度に留まっており、依然として多くの企業が検討段階にあることが明らかになっています。

■ 70歳までの就業機会確保に向けた企業の対応状況



(出所) 厚生労働省「高年齢者雇用状況等報告 (2025年)」

3

企業経営情報レポート

シニア社員の能力を最大限活用する人事施策

■ シニア社員に適した役割・職務の設計と配置転換

シニア社員を活用するにあたり、最も重要な視点のひとつが「適材適所」です。年齢を重ねるにつれて、体力や反応速度といった身体的な要素に変化はあっても、経験・判断力・対人スキルといった面ではむしろ価値が高まることが多くあります。

シニア社員が自らの能力を発揮しやすくなる職務や役割として、以下のような事例が挙げられます。

■ シニア社員に期待できる職務や役割

- **メンター・教育担当**
豊富な経験と人間的な包容力を活かして、知識やノウハウの継承ができる若手社員や中堅社員の育成・指導
- **品質管理・監査担当**
過去の失敗や成功事例をもとに、ミスを未然に防ぐ視点を提供できる最終チェックや品質向上のアドバイス、内部監査など
- **顧客対応・クレーム処理のエキスパート**
落ち着いた対応力や交渉スキルが必要な場面で強みを発揮できる、長年の信頼関係を活かしたキーパーソンとしての顧客対応
- **プロジェクトアドバイザー**
多様な業務経験を活かし、現場の意思決定をサポートできるプロジェクトや業務改善の助言、方針決定の支援
- **地域・社会貢献活動の推進役**
広い視野と社会的責任感をもって、社外活動の顔となることができる企業の CSR 活動や地域貢献プロジェクトの企画・実行

また、本人のキャリアや健康状況に応じた「段階的な職務変更」や「負荷の低い職務への配置転換」も重要です。これには、業務棚卸やスキルマップの整備といった人事部門の準備も必要になります。配置転換を単なる「職場の都合」として押し付けるのではなく、本人の納得感と選択肢を尊重しながら進めることが、モチベーションの維持・向上につながります。

■ シニア社員のモチベーションを高める処遇・評価制度

次に重要なのは、シニア社員が納得し、やりがいを持って働けるような「処遇と評価」のあり方です。定年後の再雇用などで「役割や責任は大きい処遇は下がる」という構図が固定化されている企業もありますが、それではモチベーションは維持できません。

4

企業経営情報レポート

シニア社員活用の実践事例

■ 技能承継とチーム支援を両立したA社

A社 会社概要	業種：精密部品の加工・組立製造業	資本金：5,000万円
	従業員数：約200名（うち60歳以上：27名）	本社：愛知県

（１）背景

A社では、熟練工による手作業工程の品質が競争力の源泉であり、特にミクロン単位の加工調整や設備メンテナンスにおいて、熟練した技能と経験が不可欠でした。

しかし、団塊世代の大量退職期を迎え、技能の断絶や若手の育成の遅れが経営リスクとなっていました。

（２）取り組み内容

A社では、ベテラン技術者の定年後も指導的な役割で継続就業してもらう制度を構築しました。再雇用後の処遇は年収ベースでの引き下げを避け、等級外の「技能継承専門職」という新たな役割を明確化しています。

また、ベテラン技術者が実務で若手と共に作業するだけでなく、「社内技能マイスター制度」として、技術の標準化マニュアルを作成するチームリーダーも担っています。

■ A社における取り組み

- シニア社員が手順書を作成し若手に指導
- 各工程において「マイスター」がOJT形式で育成
- 技術内容ごとに段階別の達成指標を設定

（３）取り組みの成果

これにより、若手社員の定着率が向上し、技能の属人化も改善しました。技能の継承率（若手による習得評価）は3年で65%から92%に向上しました。

さらに若手社員の離職率は、2年で18%から7%に大きく減少。現場での「報連相」の質が向上し、製品不良率は、前年比で20%低下しています。

シニア社員本人の満足度（社内調査）も高く、「役割が明確でやりがいを感じる」との声が多く聞かれました。

レポート全文は、当事務所のホームページの「企業経営情報レポート」よりご覧ください。

ジャンル: 税務戦略 > サブジャンル: 税務調査

税務調査の流れ

税務調査の流れについて教えてください。

税務調査は、納税者の申告内容が正しいかを確認し、誤りや無申告がある場合に是正を求めるための手続きです。

(1) 調査の開始

税務調査は原則として、事前に調査の日時、場所、対象税目、対象期間などが納税者に通知されます。税理士に申告を依頼し「税務代理権限証書」を提出している場合は、納税者本人だけでなく、税理士に対しても同様に通知が行われます。調査当日は、税理士に立ち会いを求めることができます。

書面添付制度を利用している場合、納税者への事前通知が行われる前に、まず税理士が調査官に対して申告内容に関する意見を述べる機会が与えられます。それにより、実地調査が省略されるケースもあります。

(2) 調査の実施

調査担当者が事務所等に訪れる際は、必ず身分証明書と質問検査章を提示します。必要に応じて、取引先や雇用主に対して調査（質問や検査）が行われる場合があります。税務調査は「質問検査権」に基づいて行われます。必要がある場合、承諾を得た上で帳簿を預かることがあります。

(3) 調査結果の説明と事後手続

税務調査が終了すると、調査担当者から調査結果について説明が行われます。その内容に応じて、以下のいずれかの手続に進みます。

■ 申告内容に誤り等があった場合（修正申告等の勧奨）

誤りの内容、金額、理由について詳しく説明し、「修正申告」や「期限後申告」を行うよう勧めます。

■ 税務署による処分（更正又は決定）

修正申告等の勧奨に応じない（納得できない）場合には、税務署長が「更正（税額の修正）」や「決定（無申告の場合の税額確定）」の処分を行います。

■ 申告内容が適正だった場合

調査の結果、申告内容に誤りが認められなかった場合や、申告義務がないと認められた場合には、その旨が書面により通知されます。

(4) 新たに得られた情報に基づく再調査

税務調査が終了し、修正申告や更正・決定の手続が済んだ後、あるいは「誤りなし」との通知を受けた後であっても、再度調査が行われるケースがあります。

「修正申告」について

調査担当者から「修正申告」を 勧められましたが、必ず応じる必要がありますか？

修正申告の勧奨に応じるかどうかは、あくまで納税者の「任意」です。応じなかったとしても、それ自体を理由に不利な扱いを受けることはありません。

しかし、修正申告を行うか、あるいは税務署からの「更正処分」を待つかに
よって、その後の不服申し立てなどの権利が異なります。

①修正申告は 拒否できる のか

■判断は任意

修正申告は納税者が自発的に行うものであるため、納得がいがない場合は応じる必要はありません。

■不利益な扱いの有無

勧奨に応じない場合、税務署側が「更正（税額を決定する処分）」を行います。応じなかったこと自体で、応じた場合よりも罰則が重くなるような不利な扱いは基本的にはありません。

②「修正申告」 と「更正」の違い

税務調査の結果、内容に誤りがあると認められた場合、その修正方法は「自分で治す」か「税務署が治す」かの2パターンに分かれます。どちらの場合でも、不足していた税金（本税）に対する「延滞税」は発生します。放置する期間が長くなるほど延滞税は増える可能性があります。

■修正申告

修正申告は調査担当者からの説明に納得し、納税者が自らの意思で申告内容を修正して提出することです。自分の意思で提出したものであるため、後から「やはり納得がいがない」と処分の取り消しを求める不服申し立てを行うことはできません。

■更正

更正は修正申告の勧奨に応じなかった場合などに、税務署側が調査結果に基づいて税額などを決定する「処分」のことです。納税者が納得していない場合でも、税務署の権限で税額が確定します。税務署による「処分」であるため、その内容が不当だと考える場合には、処分の取り消しを求めて不服申し立てを行うことができます。

③納得が いかない場合 の救済手段

「一度は納得した（修正申告した）けれど、後から間違いに気づいた」場合や、「税務署の決定（更正）がおかしい」と思う場合には、以下の手段があります。

■不服申し立て

税務署が行った「更正」などの処分に納得がいがない場合に処分の取り消しなどを求める事ができます。しかし、自ら行った「修正申告」に対しては利用できません。

■更正の請求

自ら行った「申告（修正申告を含む）」の税額が多すぎたと気づいた場合に税額を減額するよう税務署に求める事ができます。手続きとして「更正の請求書」に加え、正当な理由を裏付ける「事実を証明する書類」の提出が必要です。